



三重県公報

令和3年5月12日(水)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
29	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	2

公布された条例のあらまし

◎ 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における一票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行うこととしました。
- 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとしました。

条 例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年五月十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十九号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前																																																														
(定数)			(定数)																																																														
第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、 <u>四十八人</u> とする。			第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、 <u>五十一人</u> とする。																																																														
(選挙区及び各選挙区の議員の数)			(選挙区及び各選挙区の議員の数)																																																														
第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。			第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">選挙区</th> <th>選挙すべき</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> <th>議員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊勢市・鳥羽市選挙区</td> <td>伊勢市 鳥羽市</td> <td>四人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東紀州選挙区</td> <td>尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡 婁郡</td> <td>三人</td> </tr> <tr> <td>亀山市選挙区</td> <td>亀山市</td> <td>一人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊賀市選挙区</td> <td>伊賀市</td> <td>二人</td> </tr> </tbody> </table>			選挙区		選挙すべき	名称	区域	議員の数	(略)	(略)	(略)	伊勢市・鳥羽市選挙区	伊勢市 鳥羽市	四人	(略)	(略)	(略)	東紀州選挙区	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡 婁郡	三人	亀山市選挙区	亀山市	一人	(略)	(略)	(略)	伊賀市選挙区	伊賀市	二人	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">選挙区</th> <th>選挙すべき</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> <th>議員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊勢市選挙区</td> <td>伊勢市</td> <td>四人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>尾鷲市・北牟婁郡選挙区</td> <td>尾鷲市 北牟婁郡</td> <td>二人</td> </tr> <tr> <td>亀山市選挙区</td> <td>亀山市</td> <td>一人</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市選挙区</td> <td>鳥羽市</td> <td>一人</td> </tr> <tr> <td>熊野市・南牟婁郡選挙区</td> <td>熊野市 南牟婁郡</td> <td>二人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊賀市選挙区</td> <td>伊賀市</td> <td>三人</td> </tr> </tbody> </table>			選挙区		選挙すべき	名称	区域	議員の数	(略)	(略)	(略)	伊勢市選挙区	伊勢市	四人	(略)	(略)	(略)	尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	二人	亀山市選挙区	亀山市	一人	鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人	熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	二人	(略)	(略)	(略)	伊賀市選挙区	伊賀市	三人
選挙区		選挙すべき																																																															
名称	区域	議員の数																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
伊勢市・鳥羽市選挙区	伊勢市 鳥羽市	四人																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
東紀州選挙区	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡 婁郡	三人																																																															
亀山市選挙区	亀山市	一人																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
伊賀市選挙区	伊賀市	二人																																																															
選挙区		選挙すべき																																																															
名称	区域	議員の数																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
伊勢市選挙区	伊勢市	四人																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	二人																																																															
亀山市選挙区	亀山市	一人																																																															
鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人																																																															
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	二人																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
伊賀市選挙区	伊賀市	三人																																																															

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
